

医薬品販売業許可更新申請（薬種商販売業、既存配置販売業、特例販売業）

対象	<p>薬種商販売業、既存配置販売業、特例販売業を許可の有効期間後も引き続き行う場合は、有効期間満了の1ヶ月前までに申請を行って下さい。</p> <p>（ただし、奈良市内の特例販売業は、奈良県の許可対象外のため、受付できません。 奈良市保健所 保健衛生課（電話：0742-93-8395）に手続きをお尋ね下さい。）</p>
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請書記載例を必ず最初にご覧下さい。</li> <li>2 申請手数料(11,000円)は、申請書提出時に奈良県収入証紙で納付して下さい。</li> <li>3 法人による申請の場合は 必ず登記された法人代表者印を押印して下さい</li> <li>4 手続きは郵送でも承っております。</li> <li>5 更新後の許可証は、申請書類に不備がなければ、受付から7日後の午後に交付します。交付日以降でご都合の良い日に、認め印をお持ちの上、ご来庁下さい。 ※許可証の郵便をご希望の場合は、返信用切手440円分（簡易書留）を貼付した、角2サイズの封筒を提出してください。</li> <li>6 許可期限満了後の医薬品販売は薬事法違反です。また期限後の申請は、既存店舗であっても新規申請となります。</li> <li>7 更新しない場合は、許可期限後30日以内に廃止届を提出して下さい。</li> </ol>
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品販売業許可更新申請書 <span style="float: right;">【様式第78】</span></li> <li>2 現有の許可証 ※許可証を紛失した場合は、同時に許可証再交付申請(手数料2,900円)が必要です。</li> <li>3 取扱品目表 ※既存配置販売業、特例販売業については、品目表を2部作成して提出して下さい。 また、特例販売業の取扱品目の見直しは、原則として更新時のみ可能です。 なお、見直しをお考えの場合は、品目指定基準が複雑ですので、事前に下記までご相談下さい。</li> </ol>
担当	<p>奈良県薬務課薬事・献血係 奈良市登大路町30 【 電話：0742-27-8670 F A X：0742-27-3029 】 【 担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際は事前に電話予約をお願いします。】</p>